

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A+	s	s	b	a

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) 拠出金	
2 拠出先の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)	
3 拠出先の概要	
2000 年 G8九州沖縄サミットにおいて感染症対策が主要議題となり、追加的資金調達の必要性を G8首脳間で確認したことを受けて、2002 年にスイスで設立された官民連携パートナーシップ。途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染及び死亡の削減に向けた感染症対策及び保健システムを強化に対する資金協力を行い、持続可能な開発目標の達成に直接寄与する事業を実施。新型コロナ感染症の世界的拡大後は、多国間協力枠組みである ACT アクセラレータ(Access to COVID-19 Tools Accelerator)における診断及び保健システム強化の柱を主導。	
4 (1)本件拠出の概要	
途上国における三大感染症の予防、治療、ケアを促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献するための拠出。グローバルファンドによる支援は、世界全体の三大感染症対策における国際的支援のうちエイズ 21%、結核 73%、マラリア 56%を担っており、2002 年の設立以来、三大感染症から 3,800 万人以上の命を救っている。新型コロナ感染症の世界的拡大後は途上国における新型コロナの診断・治療や個人防護具の供給に対する支援も実施。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 8,000,000 千円 注:グローバルファンドに対する拠出は、3年間の増資期間毎の拠出が通例となっており、主要ドナー各国が毎年定期的に拠出しているわけではないので、当初予算による拠出額のみでの拠出率や拠出順位の算出は不可能。なお、日本は累積第5位のドナー。	
令和3年度当初予算額 8,000,000 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 国際保健政策室／在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の測定指標を達成するための達成手段の一つと位置付けている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf)426～431 ページ参照) ・「測定指標1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された中期目標「持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGs の推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。」 ・「測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進」の下に設定された以下の中期目標 「人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。 1. 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。 2. 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。 3. 「2017-2022 の5か年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの5か年戦略目標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。」
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題。日本は、2015 年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、国際社会全体におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けた取組を主導している。その中では、グローバルファンドを含む様々な国際機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。 世界全体の三大感染症対策における国際的支援のうち、エイズ 21%、結核 73%、マラリア 56%を担っているグローバルファンドへの拠出によって、途上国における三大感染症による感染及び死亡の削減に向けた感染症対策及び保健システム強化に対して持続可能で適切な貢献を行うことが可能となり、SDGs のゴール 3.3「2030 年までにエイズ、結核、マラリア等の感染症を根絶する」をはじめ、その他の SDGs の達成及び人権やジェンダー分野を含む国際保健課題の解決に寄与することができる。 また、グローバルファンドは、紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行っているので、本拠出を通じて、日本の二国間援助の対象国以外の国及び事業が実施困難な脆弱国等(イエメン、シリア他)においても支援が可能となる他、二国間援助では実現不可能な事業規模で実施することにより、成果の向上を得ることが可能である。 加えて、日本が政策的に推進している強靱で持続可能な保健システム強化及び UHC の達成に向けた取組について、グローバルファンドの戦略への組み入れを図ることで、大規模に取組を推進することが可能である。 世界的なコロナ感染の拡大を受けて、グローバルファンドは、途上国における感染症対策を推進する機関としてコロナ感染症予防のための防護具の提供や、検査の拡充に向けた支援を実施中。また、グローバルファンドはコロナ対策のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータの診断及び保健システム強化における主導機関であるため、グローバルファンドを支援することにより、国際的なコロナ対策に貢献することが可能。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、組織運営方針や支援戦略、案件採択の是非等を決定する最高意思決定機関である理事会の単独議席を保持している。理事会議席(理事区)は、各国の拠出金額を、特殊算式を用いて配分を決定する仕組みとなっており、単独議席の保持権限は、拠出額全体の6%以上を占める国にある。日本は、グローバルファンドの設立以来単独議席を確保していることで、当該機関の活動に、その国際保健政策を適切に反映してきている。

また、理事会の下部組織である3つの委員会のうち、倫理・ガバナンス委員会(EGC)及び戦略委員会(SC)に日本人の委員を選出している。EGCの日本人委員については、2020年5月に副議長として選出され、倫理・ガバナンスに関する委員会の取りまとめに貢献している。SCについては、日本政府から委員が参加。現在、当該機関の2023-2027年の次期戦略の策定に向けた議論がSCを中心に進められており、今後の当該機関のあり方の意思決定に大きく貢献している。

さらに、専門性や知見の提供の観点で、国立国際医療研究センターなどから感染症の専門家などが、当該機関の事業の査定を行う技術審査パネルや分野横断的な戦略分析を行う技術評価グループのメンバーとして議論に貢献している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

事務局長及び渉外局長は2019年まで毎年訪日しており、日本側要人と意見交換を実施し、関係を強化している。直近の訪日は、ピーター・サンズ事務局長による西村副官房長官・阿部外務副大臣・鈴木外務大臣政務官表敬(2019年3月)やTICA7への出席のためのサンズ事務局長の訪日である。また、2019年10月に仏・リヨンで開催されたグローバルファンドの第6次増資会合に鈴木馨祐外務副大臣が出席し、サンズ事務局長他と意見交換を実施した。その他、オンラインでのビデオ会議システムを活用し、国内でのアドバイザリーボード(国内の三大感染症の専門家や企業等で構成される理事会で、グローバルファンドに対して知的な貢献を行う位置づけ)や議員タスクフォース会合等にサンズ事務局長がバーチャルで参加し、議員と活発に意見交換を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

グローバルファンドが調達する医薬品・医療関連機器・車両等には日本企業の製品も含まれており、日本はインド、スイス、米国に次ぐ第4位の供給国となっている。

通常、国連機関における日本企業の調達総額は全体の1%未満であるが、グローバルファンドにおいては、調達全体のうち日本企業からの調達総額の占める割合が約6%であり、高い水準を維持している。日本企業がグローバルファンド事業での供給を増加させ、日本企業の有する革新的な技術を通じた国際貢献が実現するよう、在外公館を通じて日本企業製品の認知度向上のため受益国保健省に対する働きかけを実施した。また、日本企業を対象にした調達セミナーをいかに効果的に開催できるかについて関係者で協議を行った。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

グローバルファンドの設立は、2000年のG8九州・沖縄サミットで、日本が感染症を初めて主要議題として取り上げたことがきっかけであり、日本はその生みの親。それ以降のG8/G7サミットやG20の成果文書でもグローバルファンドの重要性が明記されており、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」でも、感染症対策・保健システム強化の重要性を強調し、グローバルファンドの担う重要な役割に言及した。2019年9月の国連UHCハイレベル会合では、安倍総理大臣から、同年のG20大阪サミットやTICAD7におけるUHCについての議論結果紹介しつつ、UHCを下支えするために具体的な疾病対策を通じた保健システムの強化が重要であるとして、日本としてグローバルファンド等に拠出し、途上国の援助からの卒業を目指した取組を支援する旨述べた。

グローバルファンドによる支援は、世界全体の三大感染症対策における国際的支援のうちエイズ21%、結核73%、マラリア56%を担っており、低中所得国において、2002年から2019年末の間に三大感染症から救われた命の数は累計で3,800万人であり、2019年だけで600万人の命を救っており、前年比では20%の増加である。2019年の1年間での具体的な成果(2020年5月公表)は2,010万人のエイズ患者に対する治療薬の供与、570万人の結

核患者に対する結核治療の提供、マラリア感染防止用に殺虫剤処理された蚊帳約 1.6 億張の供与である。また、2019 年末までの間に、グローバルファンドの支援対象国におけるエイズ、結核、マラリアによる年間死亡数は、蔓延のピーク時に比べ、総じて 50% 近く減少した。

加えて、グローバルファンドは、2020 年 3 月以来、感染症対策専門の国際機関としての実績を活かし、新型コロナ対策において重要な取組を実施しており、2-1(2)のとおり、コロナによる三大感染症対策事業の中断や遅延などの負の影響を緩和するための対応や、低所得国へのコロナの診断機器や治療薬、個人防護具の調達・供給を支援するとともに、ACT アクセラレータで診断・検査部門及び保健システム強化部門を主導する等国際的なコロナ対応に大きく貢献した。2020 年 10 月の UHC フレンド閣僚級会合では、茂木外務大臣より、新型コロナへの対応能力の強化として、グローバルファンドを通じた診断の拡充などを提案していく旨表明したほか、2021 年 2 月の ACT アクセラレータ・ファシリテーション・カウンスル(運営理事会)第 4 回会合では、茂木外務大臣より、国際社会と手を携えながら、新型コロナ対策に全力で取り組んでいく決意を述べる中で、グローバルファンドを通じた保健システムの強化にも積極的に取り組んでいく旨述べた。

さらに、2-3のとおり、グローバルファンドの次期戦略の策定に向けた議論においては、三大感染症及び保健システム強化に取り組むグローバルファンドが、日本の重視している UHC の達成に向けて重要な役割を担うべき機関であるとして、次期戦略の主要目標には、強靱で持続可能な保健システム強化及び UHC を位置づけるよう積極的に働きかけを行い、双方が次期戦略の大きな方向性を定める「枠組み」の中に記載されていることから、今後途上国において実施される事業にも大きく反映される見込み。

このため、グローバルファンドへの拠出を通じて、日本が推進する UHC への達成、国際保健における日本の SDGs への貢献を示すことが大いに可能であるとともに、グローバルファンドを通じた支援を継続することにより、日本の国際的保健ゴールの達成に向けた貢献を国民及び国際社会に向けて具体的に示すことができ、国際保健分野における日本のプレゼンスを確保することに資する。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

戦略目標について、2017-2022 年の戦略において、(1)三大感染症対策の効果最大化、(2)人権・ジェンダー平等の推進、(3)強靱かつ持続可能な保健システムの構築、(4)資金動員の最大化を設定。具体的なパフォーマンス評価指数として、途上国において三大感染症から 2,900 万人の命を救うこと、三大感染症における新規感染率の 38% 削減、抗 HIV 治療を 2,300 万人に行うこと、結核感染者総数を 3,300 万人に抑えること、マラリアのハイリスク集団に 13.5 億帳の蚊帳を配布することを掲げている。これらの目標は、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール 3.3「2030 年までにエイズ、結核、マラリア等の感染症を根絶する」に直結する重点分野。

なお、現在、2023-2027 年の次期戦略の策定に向けた議論が行われている。

2-1(2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

① 取組

(1)グローバルファンドの支援事業では、エイズ、結核、マラリアについて、以下のような取組を実施。

- ・ 予防:啓発活動、健康教育、自発的検査等
- ・ 治療:医薬品、医療資材の配布、治療、カウンセリング等
- ・ ケア:孤児への医療サービス提供、日和見感染症の治療等
- ・ 保健システム強化(保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政システムの強化等)も併せて実施。

また、他国際機関との連携も推進しており、世界保健機構（WHO）や国連エイズ合同計画（UNAIDS）等の国連機関や、ストップ結核パートナーシップ等の NGO も参加し、その運営方針や戦略の議論に参画。運営方針の中核としてパートナーシップの強化を掲げ、実行している。

（2）グローバルファンドは、2020 年3月以来、感染症対策専門の国際機関としての実績を活かし、新型コロナ対策において重要な取組を実施しており、コロナによる三大感染症対策事業の中断や遅延などの負の影響を緩和するための対応や、低中所得国へのコロナの診断機器や治療薬、個人防護具の調達・供給を支援。具体的には、最前線で働く医療従事者への個人防護具の供給、コロナ下で制約がある中での感染症対策を実施するための適応策の実施、医薬品などの必須物資の供給に遅れがないかのモニタリング、検査・接触追跡・サーベイランス・治療ができるような保健システム強化などを実施。また、コロナ対応のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータの創設メンバーとして、診断・検査部門及び保健システム強化部門を主導しており、国際的なコロナ対応に大きく貢献している。

② 成果：グローバルファンドの支援により、低中所得国において、2002 年から 2019 年末までに三大感染症から累計 3,800 万人以上の命が救われており、エイズ関連死亡数は 61%、結核による死亡数は 25%、マラリアによる死亡数は 46%減少。蔓延ピーク時に比べ、総じて 50%近く減少した。

また、2019 年の1年間での成果（2020 年5月公表）は以下のとおり。

- ・ 三大感染症における 600 万人の命の救済（前年比 20%の増加）
- ・ 2,010 万人のエイズ患者に対する治療薬の供与
- ・ 570 万人の結核患者に対する結核治療の提供
- ・ マラリア感染防止用に殺虫剤処理された蚊帳約 1.6 億張の供与

加えて、新型コロナに関するこれまでの成果（2021 年5月時点）としては、この1年間で「新型コロナ対応メカニズム」を通じて、事業実施国のうち 105 か国において、総額約 11 億ドル分の新型コロナ関連支援を実施。具体例は以下のとおり。

- ・ 1.83 億ドルが診断薬・検査キットの調達・供給に配分され、低中所得国 82 か国への計 380 万個の PCR 検査キット、35 か国への計 1,460 万個の迅速検査キット、170 万個の手動 PCR 検査キットの調達・供給を実施。
- ・ 2.8 億ドルが個人防護具（PPE）の調達・供給（最前線の保健従事者のための PPE の1億日分に該当）に配分されている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）

グローバルファンドの三大感染症対策及び保健システム強化に関する事業の効果向上のために、資金がより効率的・効果的に使用されるように確保し、事業のモニタリング・評価を徹底し、その内容を理事に報告するよう先方に働き掛けている。そのため、事務局より定期的に事業の詳細な報告を受けている。

また、2020 年に開始した次期戦略（2023 年～2028 年）の策定に向けた議論において、三大感染症及び保健システム強化に取り組むグローバルファンドが、日本の重視しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて重要な役割を担うべき機関であるとして、次期戦略の主要目標には、強靱で持続可能な保健システム強化及び UHC を位置づけるよう積極的に働きかけを行っている。加えて、グローバルファンドが、感染症対策の専門機関として、現下の新型コロナ対策をはじめとするパンデミックへの備えと対応、世界的な健康安全保障の分野で、より大きく力を発揮するように働きかけている。

2019 年の TICAD7において、アフリカ諸国の閣僚から、日本のグローバルファンドへの支援に関する感謝の意が表された。

また、第6次増資期間に対するプレッジを、より早期に拠出していることについて各国から評価されており、事務局から、ツイッター等の SNS を含めてプレスリリースも発信してもらうなど、ビジビリティ向上に向けた働きかけもやっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2021年4月 (日本の2020年度分) ・ 2020年5月 (日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2022年4月頃(日本の2021年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
・ コロナ下でありながら、第6次増資に対するドナーからの拠出は2020年末時点で合計65億ドル集まっており、順調に進んでいる。 ・ 2020年の1年間で三大感染症及びコロナ対策のために支出された資金の合計額は42億ドル。 ・ 2020年の1年間で使用された事務局の運営費用は、前回の理事会で承認された上限(3億ドル)を下回る合計2億9,900万ドル。 ・ 外部監査(KPMG)は、財務において虚偽のリスクのある3つの分野(①第6次増資期間(2020～2022年)の1年目における収益認識、②コロナ対応メカニズム及びグラント・フレキシビリティにおける資金の支出、③資金の管理コントロール)について、虚偽申告に繋がる要素は見つからなかったと報告している。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
(1)管理経費の低さと高い効率性:グローバルファンドは、現地事務所を設置せず、効果的・効率的な組織運営を行うことで管理経費を極限まで切りつめる努力を行っている。この結果、2020年の管理経費は5%程度であり、その他の国連機関の約8～15%程度と比較しても相当低い割合であり、非常に高い効率性を誇る。新型コロナウイルスによるリモートワークに伴い、本部の事務所を含めて途上国で実施している事業のデジタル化を促進し、事業管理の効率性向上にも努めた。 (2)組織・財政に係るリスク・マネジメント:グローバルファンドは、過去に事業における不正事案が問題になったことから、組織の内部統制を組織運営の中心事項と位置付けている。必要となる組織体制を確保し(内部監査官室、組織管理リスク担当幹部の設置等)、また、組織・財政・リスク枠組みを設けて日常的に監督し、加えて、外部監査官による監査を行っている。 (3)内部・外部監査及び勧告への対応(フォローアップ徹底・情報公開):グローバルファンドでは、勧告事項のフォローアップを行う担当を設けてモニタリングする体制を導入し、市民社会が含まれる理事会で議論している。さらに、監査、財政報告結果について、全てインターネット上に公表するなど、様々な方策を通じて、組織・財政に係るリスク・マネジメントを強化している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
グローバルファンドの三大感染症対策及び保健システム強化に関する事業の効果向上のために、資金がより効率的・効果的に使用されるように確保し、内部監査や外部監査を含む事業のモニタリング・評価及びリスク管理を徹底し、その内容を理事に報告するよう先方に働き掛けている。そのため、事務局より定期的に事業の詳細な報告を受けている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
4	4	9	5.67	12	6.33	758
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
4	9	12	8.33	11	2.67	775
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
1	1	1	1	1	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
1	1	1	1	1	0	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						